2023 年度　新規申請版

日本精神科医学会

認定精神科医療安全士

～認定申請のご案内～

公益社団法人　日本精神科病院協会

日本精神科医学会　職種認定制度とは

精神科医療に携るすべての医療従事者は、広く国民に対して、常に質の高い精神科医療を提供する責務があります。そのためには、われわれ自身が医療人としての品格を保ち、知識・技術を向上させる必要があります。日本精神科医学会の職種認定制度は、医師はもちろん医師以外の職種についても資格認定を整備することとしており、精神科医療に従事する多くの医療職の資質向上とそれらの連携強化を目指すことのできる唯一の認定制度といえるものです。

日本精神科医学会　認定精神科医療安全士とは

精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設等（以下　保険医療機関等）における患者及び職員の人権と安全を守ることを目的に、暴力リスクを低減し、精神科医療の質の向上に寄与するため、勤務する常勤の職員について、技能判定および面接を行い、期待する水準に達したものを「日本精神科医学会認定精神科医療安全士」として、その技能・見識を認証する。

【 認定期間 】

認定期間は 5 年とする（認定証に認定期間を明示）。

【 更新方法 】

・認定期間内に必要な研修会を受講する。

・一次審査（書類審査）及び二次審査を行う。

【 資格の停止・失効及び取り消し 】

資格の停止・失効

・認定期間内（5 年間）に更新のための手続きを行わなかったとき。

・日本精神科医学会　会員（正・準）資格を消失したとき。

取り消し

・日本精神科医学会認定資格者として不適格と判断した場合。

【 個人情報の取り扱い 】

日本精神科医学会では、各種申込書、申請手続き等により取得した個人情報は、運営上必要な事務連絡や円滑な運営管理・統計分析のみに利用致します。なお、上記業務の一部を第三者機関に委託する場合がありますが、利用目的の範囲を超えて利用することがないよう、管理・保護を徹底致します。

認定の申請と手続きの流れ

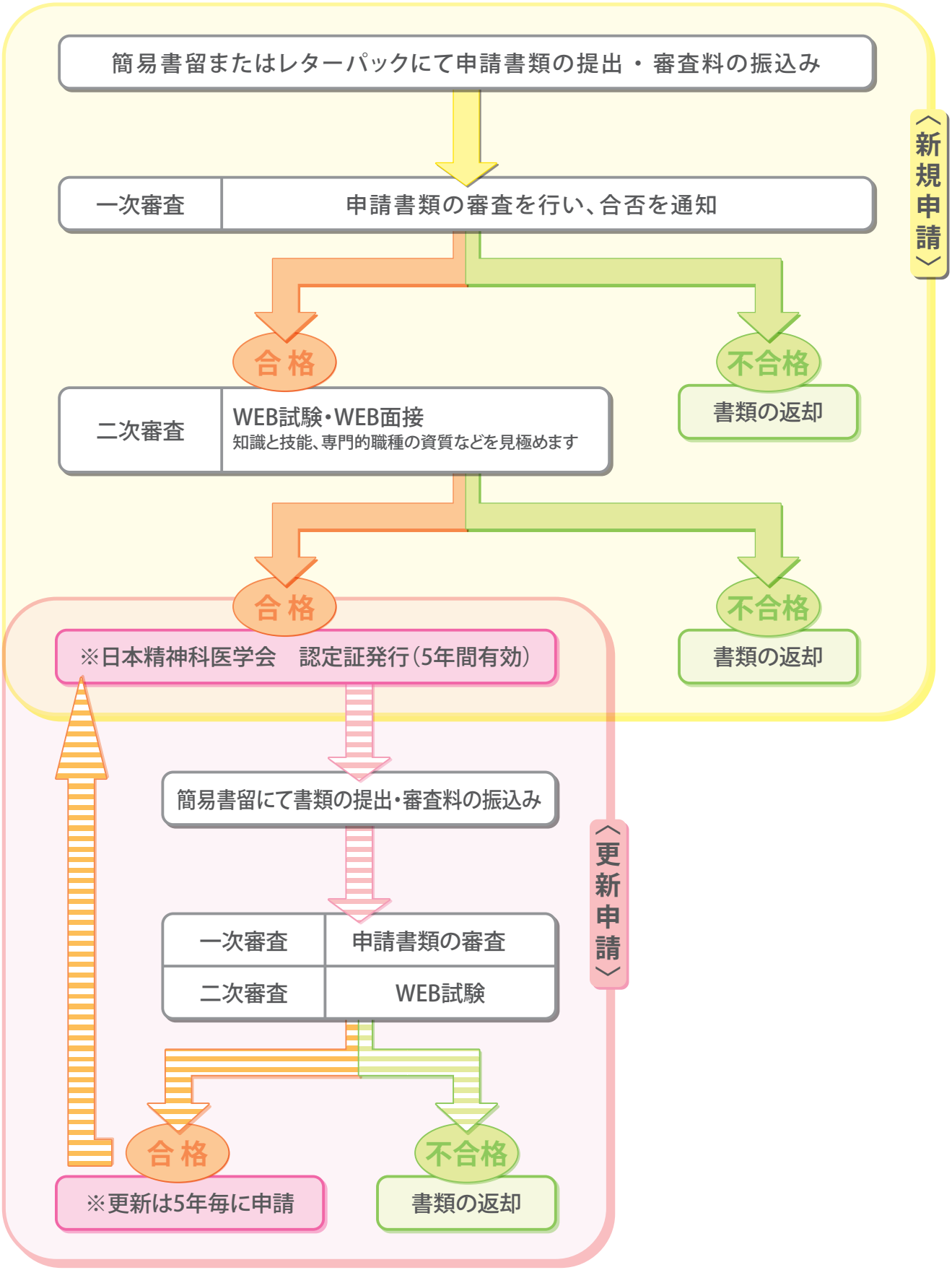

※日本精神科医学会　職種認定制度を取得している申請者は、面接免除となります。

1　資格要件　（下記項目全てを満たす者）

1）現在、保険医療機関等に勤務する常勤の職員で、日本精神科医学会会員［正・準］※1 であること。

2）日本精神科医学会　通信教育「MCW コース」「STANDARD コース」≪旧・基礎コース≫「SENIOR コース」「LEADERSHIP コース」のいずれかのコースを修了していること。

3）日本精神科病院協会主催「精神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修」を 5 年以内に修了していること。

※2015（平成 27）年度から通信教育のコース名称が変更になりました。

※1 日本精神科医学会（正会員と準会員について）

日本精神科病院協会の会員病院及び会員病院の併設施設に勤務している方は、日本精神科医学会「正会員」です。

上記以外の保険医療機関に勤務している方は、日本精神科医学会「準会員」としてご入会が必要です。

各種書式は、日精協ホームページ「日本精神科医学会」からダウンロードできます。

https://www.nisseikyo.or.jp/igakukai

表 1　申請方法と認定方法

申請方法①：日本精神科医学会　職種認定制度を取得している申請者

申請方法②：①以外の者

申請方法	資格要件		日本精神科医学会職種認定制度　取得の有無		認定方法		
					一次審査	二次審査	
						WEB 試験	WEB 面接
申請方法①	上記の資格要件を満たす	＋	取得している	→	書類審査	○	免除
申請方法②		→				○	○

※認定資格の有無により、認定方法が異なります。

※「日本精神科医学会　職種認定制度を取得している申請者」とは、当協会の職種認定制度の精神科臨床専門医、認知症臨床専門医、認定看護師、認定栄養士、認知症認定看護師を取得している者です。

2　申請書類及び準備するもの

チェック欄	必要書類
	①新規申請書（様式 1）
	②履歴書（様式 2）　写真（縦 4 ㎝×横 3cm）添付 ＊　写真は、6 ヶ月以内に撮影されたものを添付してください。
	③現在勤務する保険医療機関等の管理者の申請許諾書（様式3）
	④長 3 封筒　1 枚　（一次審査合否通知に使用） ＊　84 円切手を貼り、封筒表に申請者の所属先住所と氏名を記入してください。
	⑤下記両方の写し （1）日本精神科医学会　通信教育「MCWコース」「STANDARDコース」≪旧・基礎コース≫「SENIOR コース」「LEADERSHIP コース」のいずれかのコースの認定証書 （2）日本精神科病院協会主催「精神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修」修了証
	⑥日本精神科医学会　職種認定制度を取得している者は認定証の写し

※二次審査には、メールアドレスが必要です。申請者 1 名につき、1 メールアドレスでご申請ください。同一アドレスで複数人のお申込みはできません。

＜二次審査で準備するもの＞

試験に使用するパソコン、インターネット環境

※二次審査は、WEB を用いて実施します。その為、パソコン・ネット環境を整えて頂きますようお願いします。

※マイク、カメラ機能がついているパソコンをご準備ください。

※試験に関する詳細のご案内は、メールでご連絡をいたします。
事務局より事前周知した日程にメールが到着しない場合、速やかに事務局までご一報ください。

※迷惑メール対策等でドメイン指定受信を設定されている場合にメールが正しく届かないことがございます。ドメイン「@nisseikyo.or.jp」、「@learno.jp」、「@zoom.us」を受信できるように指定受信設定してください。

3　申請受付期間

2023 年 8 月 1 日（火）　～　8 月 31 日（木）　当日消印有効

4　申請書類の送付先　／　お問い合わせ先

※簡易書留またはレターパックで下記住所へお送りください。
〒108－0023　東京都港区芝浦3－15－14
公益社団法人　日本精神科病院協会　事務局　担当者宛
TEL：03－5232－3311　FAX：03－5232－3309／3315
E-mail：anzenshi@nisseikyo.or.jp

5　認定審査料

認定審査料　15，000円
申請書類のご送付から一週間以内に、下記口座にお振込ください。
※振込手数料は、振込人ご負担でお願いします。

銀行・支店	三菱UFJ銀行　本店
預金種別	普通預金
口座名義	シャ）　ニホンセイシンカビョウインキョウカイ 公益社団法人　日本精神科病院協会 セイシンカイリョウアンゼンシグチ 精神科医療安全士口
口座番号	2276420

6　認定方法

一次審査（書類審査）
　申請書類を審査し、合格者に二次審査の日程等をお知らせします。
二次審査（WEB 試験、WEB 面接）
　WEB 試験・WEB 面接を行い、日本精神科医学会　認定精神科医療安全士として期待する水準に達しているかを審査します。
※日本精神科医学会　職種認定制度を取得している申請者は、面接免除となります。
※審査に関する問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

7　審査結果の通知

一次審査　　［合格者］二次審査の案内（受験票等）を通知します。
　　［不合格者］不合格通知と共に申請書類を返却します。

二次審査　　［合格者］合格通知後、「日本精神科医学会認定精神科医療安全士証」と「認定バッジ」を送付します。
　　［不合格者］不合格通知と共に申請書類を返却します。
※審査の合否に関する問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

8　更新要件

更新には、「指定の研修会の受講」が必要です。

・認定期間内に「日本精神科病院協会主催精神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修」に 1 回以上受講し、修了証書を取得する。

※二次審査は、WEB 試験がございます。

Q&A よくあるご質問

Q1 会員番号はどこに載っていますか？

A1 会員番号は日精協会員名簿でご確認いただくか、日精協ホームページから病院検索が可能です。
①日精協ホームページの「病院を探す」をクリックしてください。
②検索結果の病院名をクリックし、病院情報を表示します。
　病院名の横の番号が会員番号(○○-○○)です。
▽日精協ホームページ
https://www.nisseikyo.or.jp/hospital_search/hospital_search_Map.php

Q2 通信教育の認定証書又修了証書を紛失してしまいましたが、どうしたらよいですか？

A2 上記証と同じ効力のある「受講証明書」の発行が可能です。
ホームページより再発行の手続きができますので、ご覧ください。
▽日精協ホームページ　通信教育　認定証書の再発行
http://www.nisseikyo.or.jp/education/tsuushin/tsuushin05.php

Q3 異動しました。連絡先、送付先を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A3 所属医療機関異動届（様式4）の提出が必要です。ご記入の上、郵送にてご提出をお願い致します。
なお、日本精神科病院協会の会員病院及び会員病院の併設施設以外に異動された場合には、日本精神科医学会「準会員」としてご入会が必要です。必要な書類は、日精協ホームページ「日本精神科医学会」各種書式からダウンロードできます。
▽日精協ホームページ　日本精神科医学会　各種書式
https://www.nisseikyo.or.jp/igakukai/syoshiki.php

Q4 認定申請者が複数名います。認定審査料を病院の口座からまとめて振込したいです。

A4 認定審査料の複数名分病院の口座から一括でのお振込は可能です。入金日、申請者の氏名を記入し、FAXをお願いいたします。FAX:03-5232-3315

Q5 日本精神科病院協会主催「精神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修」を今年度受講し、修了者となった場合、今年度の申請はできますか。

A5 次年度にご申請をお願いいたします。

様式１

（※日精協事務局記入欄）

－

日本精神科医学会

※該当する申請方法に☑を入れてください。

□申請方法①　　□申請方法②

□精神科臨床専門医　□認定看護師
□認知症臨床専門医　□認定栄養士
□認知症認定看護師

認定精神科医療安全士　新規申請書

公益社団法人　日本精神科病院協会
日本精神科医学会
学会長　　山 崎　學　殿

標記につき日本精神科医学会　認定精神科医療安全士に申請します。

申　請　日		年　　月　　日	
フ　リ　ガ　ナ			
申　請　者　名		印	
所属先	フ　リ　ガ　ナ		
	法人名		
	フ　リ　ガ　ナ		
	保険医療機関名		
所属先等について		１．日精協会員病院	会員番号[　　]
		２．日精協会員病院併設施設（右に会員病院情報を記載）	会員番号[　　] 会員病院名[　　]
		３．　上記以外	日本精神科医学会準会員番号[　　]
所　在　地		〒	
TEL：			FAX：
メールアドレス：			

※メールアドレスについて
二次審査は 、WEB を用いて実施します。試験に関する詳細のご案内はメールで送信しますので、必ず使用するパソコンのメールアドレスをご記入ください。
同一アドレスで複数人の登録は出来ません。申請者１ 名につき、1 メールアドレスをご記入ください。

様式２

（※日精協事務局記入欄）

―

日本精神科医学会　履歴書

フリガナ		写真を添付する （縦４cm×横３㎝） ６ヶ月以内に 撮影されたもの
申請者氏名		
性　　別	M　／　F	
生 年 月 日	西暦　　年　　月　　日生まれ　（満　　才）	

国家資格、都道府県知事の免許をお持ちの方は該当するものに☑を入れ、免許取得年度、免許番号を記入してください。下記に該当がない方はその他欄に職種を記入してください。

☐医師　☐看護師　☐准看護師　☐精神保健福祉士　☐作業療法士　☐理学療法士
☐介護福祉士　☐公認心理師　☐言語聴覚士　☐薬剤師　☐管理栄養士　☐栄養士
☐その他（例：看護補助者、事務等　　）

免許取得年度　：　西暦　　年	免許番号：

経歴　※ 免許取得後からの職歴・役職歴などを記載してください。
※ 精神科またはそれ以外の部署・診療科に従事している場合はその旨を個別に明記してください。
※ 現職の就労年月は必ずご記入願います。
※ 常勤・非常勤は該当に〇をつけてください。

通算勤務年数　：　　年　　ヶ月間　※常勤の通算勤務年数です。

勤務年数	勤務施設、部署・診療科（役職）	（勤務地 都道府県）
年　月 ～　年　月 （　年　ヶ月）	常勤 非常勤	
年　月 ～　年　月 （　年　ヶ月）	常勤 非常勤	
年　月 ～　年　月 （　年　ヶ月）	常勤 非常勤	
年　月 ～　年　月 （　年　ヶ月）	常勤 非常勤	
年　月 ～　年　月 （　年　ヶ月）	常勤 非常勤	
年　月 ～　年　月 （　年　ヶ月）	常勤 非常勤	

備考欄

様式３

（※日精協事務局記入欄）

―

日本精神科医学会

申請許諾書

所属保険医療機関名：

申請者氏名：

私は、上記の者の履歴を確認し、人格、学識および経験等について
日本精神科医学会 職種認定制度の資格審査のための申請を許諾
いたします。

西暦　　年　　月　　日

所属保険医療機関名：

管　理　者　氏　名：　　印

管　理　役　職　名：

※上記管理者とは、所属保険医療機関の施設管理者です。（例：病院長、所長、センター長）

「角２サイズ」の封筒に申請書類を同封し、下記宛先表を貼るか、同様の内容を記載の上簡易書留にてお送りください。
※レターパックを使用する場合には、下記宛先表はご使用できませんのでご注意ください。

簡易書留

〒108-0023　東京都港区芝浦 3-15-14
公益社団法人日本精神科病院協会
事務局　担当者宛

認定精神科医療安全士　新規申請書類　在中

資格要件		申請方法①　　申請方法②
差出人	住所	〒　　―
	申請者氏名	

----------✂切り取り線----------

申請書類チェック

チェック欄	必要書類	申請方法①	申請方法②
	①新規申請書（様式1）	要	
	②履歴書（様式 2）　写真（縦 4 ㎝×横 3cm）添付 ＊ 写真は、6 ヶ月以内に撮影されたものを添付してください。		
	③現在勤務する保険医療機関等の管理者の申請許諾書（様式3）		
	④長 3 封筒　1 枚　（一次審査合否通知に使用） ＊ 84 円切手を貼り、封筒表に申請者の所属先住所と氏名を記入してください。		
	⑤下記両方の写し （1）日本精神科医学会　通信教育「MCWコース」「STNDARDコース」≪旧・基礎コース≫「SENIORコース」「LEADERSHIPコース」のいずれかのコースの認定証書 （2）日本精神科病院協会主催「精神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修」修了証		
	⑥日本精神科医学会　職種認定制度を取得している者は認定証の写し	要	不要

日本精神科医学会規則

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本精神科病院協会（以下「本協会」という。）の定款第 53 条に基づき、日本精神科医学会（以下「医学会」という。）に関して必要な規則を定めるものとする。

（構成）

第２条　医学会のもとに職種認定制度及び学術教育推進制度を置く。

2　職種認定制度に以下の委員会（以下、「分科会」という。）を置く。

(1)精神科医師部門

イ　医師認定資格分科会

(2)コメディカル部門

イ　看護師認定資格分科会

ロ　コメディカル認定資格分科会

3　学術教育推進制度に以下の委員会（以下、「分科会」という。）を置く。

イ　学術研修分科会

ロ　通信教育分科会

ハ　精神保健指定医分科会

二　判定医等研修分科会

4　分科会（各委員会）は、委員長及び構成員をもって構成し、当該委員会担当理事が協議して選出することとし、定款第 36 条に定める理事会（以下「理事会」という。）の承認を得て会長がこれを委嘱する。

（学会員資格）

第３条　定款第５条に定める会員病院（以下「会員病院」という。）及び会員病院の併設施設に所属する者は、定款第 49 条第 1 項に基づき、医学会会員となることができる。これを正会員と呼ぶ。

(1) 正会員は、年会費を免除される。

(2) 正会員は、会員病院を退職する場合、正会員資格を喪失するもとのとする。

2　会員病院及び会員病院の併設施設に所属する者以外にあっても、本協会の目的及び趣旨に賛同し、かつ、様式(1) (2)日本精神科医学会入会（準会員）申込書により、理事会の承認を得た者は、定款第 49 条第 2 項に基づき、医学会会員となることができる。これを準会員と呼ぶ。

(1)準会員は、理事会の定める年会費を納入するものとする。

(2)理事会の定める年会費は、医師 12,000 円、医師以外 8,000 円とする。

(3)準会員は、理事会の定める年会費を納入することにより、その年度に開催

される職種認定制度（精神科臨床専門医・認知症臨床専門医・認定看護師・認定栄養士・認知症認定看護師・認定精神科医療安全士）の資格認定受験ならびに資格認定、その他医学会の目的達成に必要な事業に参加することができる。

(4)第1項に定める年会費の納入が、その当該事業年度内に行われない場合は退会希望とみなし、その会員資格を喪失するものとする。

(5)準会員が退会を希望する場合は、様式(3)日本精神科医学会退会届により、任意にいつでも退会することができる。また、理事会において会員資格維持が困難と判断された場合においては、その会員資格を喪失するものとする。

3　所属医療機関に変更があった場合は、様式(4)日本精神科医学会会員所属医療機関異動届により、正会員・準会員ともに、速やかに医学会へ届け出ることとする。

（学術集会）

第4条　医学会は、定款第50条第1項に基づき、毎年1回の日本精神科医学会学術大会（以下「大会」という）を開催する。

（大会の目的）

第5条　大会は、医学会員が一堂に会し、日頃の研鑽の結果の研究や意見、その他臨床に密接な事柄について発表する学際的な多種職による臨床学術会議である。

（大会の開催）

第6条　大会の開催担当は各地区単位で行い、相互に連携し協力することとする。

2　開催担当地区は原則として次の順とする。

1）近畿、2）関東、3）東海、4）九州、5）東北、6）中国・四国、7）北信越、8）北海道

3　期間は2日間とし、規模については開催担当地区に一任する。発表形式及び発表方法については、医学会の担当分科会と事前に協議することとする。

4　地区会議を開催し、主担当支部を選出する。選出された主担当支部に大会事務局をおく。

5　大会長は開催担当地区より1名を定める。

6　本協会は、大会の規模にかかわらず大会準備金を設ける。

（大会表彰）

第7条　優れた演題発表に対しては、医学会の選考委員会により選考基準に則し審査を行い、該当したものを学会長賞及び奨励賞として表彰する。

（大会記録集の発行）

第 8 条　定款第 50 条に定める事業遂行のため、大会開催後 1 年以内に本協会雑誌「日精協雑誌」別冊として大会記録集を発行する。

（職種認定制度）

第 9 条　医学会正会員または準会員の技能判定及び面接を行い、その技能・見識を審査し、期待する水準に達したものを「職種認定制度資格」として認定するものである。

2　職種認定制度は、それぞれに認定期間が設けられており、その期間内に各認定分科会が定めるところの更新規定内容を取得し、更新申請の手続きが必要である。

3　正会員である職種認定資格者が、認定資格を取得した時点で所属していた会員病院を退職する場合、その時点で原則として認定資格を喪失するものとする。ただし、当該事業年度内に他の会員病院への再就職、または準会員に移行承認された者においてはその限りでない。

4　その他、認定資格は次に挙げる場合は認定資格を喪失するものとする。

（1）認定期間内に、更新のための手続きを行わなかったとき

（2）認定資格者として不適格と判断されたとき

（3）医学会会員資格を喪失したとき

附　則

1　この規程は平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

2　この規程の一部改正は平成 24 年 9 月 6 日から施行する。

3　この規程の一部改正は平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

4　この規程の一部改正は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

5　この規程の一部改正は令和元年 5 月 16 日から施行する。

6　この規程の一部改正は令和 3 年 9 月 2 日から施行する。

日本精神科医学会

〒108-0023　東京都港区芝浦 3-15-14
公益社団法人　日本精神科病院協会事務局内
電話：03(5232)3311(代) FAX：03(5232)3315
E-mail:anzenshi@nisseikyo.or.jp

2023.04.01